

11月18日

埼玉県社会保険労務士会 大宮支部 様

令和7年度税制改正 ～年末調整変更点を中心に～

関東信越税理士会大宮支部 木村敏之

《今年の変更点》

- ① 書類の様式が変わる
- ② 所得の計算が変わる
- ③ 基礎控除の金額が人によって変わる
- ④ 「扶養の範囲」が変わる
- ⑤ 「特定親族特別控除」が創設

家族の扶養控除額<<所得税>>

金額:控除額
年齢:12月31日現在

親族の合計所得 【給与のみ】	16歳未満	16~18歳	19~22歳	23~29歳	30~69歳	70歳~	障害者控除
100万円超 ~123万円以下 【165万円超 ~188万円以 下】			3~31万円				
58万円超 ~100万円以下 【123万円超 ~165万円以 下】			41~63万円				
58万円以下 【123万円以下】 扶養親族・扶養控除	年少扶養 親族	38万円	63万円 特定扶養 親族	38万円	38万円	48万円 老人 扶養親族	27万円 or40万円
						同居 58万円	同居 75万円

家族の扶養控除額<<所得税>>

金額:控除額
年齢:12月31日現在

親族の合計所得 【給与のみ】	16歳未満	16~18歳	19~22歳	23~29歳	30~69歳	70歳~	障害者控除
100万円超 ~123万円以下 【165万円超 ~188万円以 下】			3~31万円				
58万円超 ~100万円以下 【123万円超 ~165万円以 下】			41~63万円				
58万円以下 【123万円以下】 扶養親族・扶養控除	年少扶養 親族	38万円	63万円 特定扶養 親族	38万円	38万円	48万円 老人 扶養親族	27万円 or40万円
						同居 58万円	同居 75万円

家族の扶養控除額<<所得税>>

金額:控除額
年齢:12月31日現在

親族の合計所得 【給与のみ】	16歳未満	16~18歳	19~22歳	23~29歳	30~69歳	70歳~	障害者控除
100万円超 ~123万円以下 【165万円超 ~188万円以 下】			3~31万円				
58万円超 ~100万円以下 【123万円超 ~165万円以 下】			41~63万円				
58万円以下 【123万円以下】 扶養親族・扶養控除	年少扶養 親族	38万円	63万円 特定扶養 親族	38万円	38万円 *非居住者 制限	48万円 老人扶 養親族	27万円 or40万円

同居
58万円

同居
75万円

家族の扶養控除額<<所得税>>

金額:控除額
年齢:12月31日現在

親族の合計所得 【給与のみ】	16歳未満	16~18歳	19~22歳	23~29歳	30~69歳	70歳~	障害者控除
100万円超 ~123万円以下 【165万円超 ~188万円以 下】			3~31万円				
58万円超 ~100万円以下 【123万円超 ~165万円以 下】			41~63万円	源泉控除対象親族			
58万円以下 【123万円以下】 扶養親族・扶養控除	年少扶養 親族	38万円	63万円 特定扶養 親族	38万円	38万円 *非居住者 制限	48万円 老人扶 養親族 同居 58万円	27万円 or40万円 同居 75万円

配偶者の控除額<<所得税>>

金額:控除額

配偶者の合計所得 【給与のみ】	納税者本人の年収				障害者控除
	900万円以下	900~950万円以下	950~1000万円以下	1000万円超	
95万円超~133万円以下 【160万円超 ~201万円以下】	3~36万円	2~24万円	1~12万円		
58万円超~95万円以下 【123万円超 ~160万円以下】	38万円	26万円	13万円		
58万円以下 【123万円以下】 同一生計配偶者 ・配偶者控除	38万円	26万円	13万円		27万円 or40万円
70歳~ 老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円		同居75万円

配偶者の控除額<<所得税>>

金額:控除額

配偶者の合計所得 【給与のみ】	納税者本人の年収				障害者控除	
	900万円以下	900~950万円以下	950~1000万円以下	1000万円超		
95万円超~133万円以下 【160万円超 ~201万円以下】	3~36万円	2~24万円	1~12万円			
58万円超~95万円以下 【123万円超 ~160万円以下】	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除		
58万円以下 【123万円以下】 同一生計配偶者 ・配偶者控除	38万円	26万円	13万円	27万円 or40万円		
70歳~ 老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	同居75万円		

配偶者の控除額<所得税>

金額:控除額

配偶者の合計所得 【給与のみ】	納税者本人の年収				障害者控除	
	900万円以下	900~950万円以下	950~1000万円以下	1000万円超		
95万円超~133万円以下 【160万円超 ~201万円以下】	3~36万円	2~24万円	1~12万円	配偶者特別控除		
58万円超~95万円以下 【123万円超 ~160万円以下】	38万円	26万円	13万円			
58万円以下 【123万円以下】 同一生計配偶者 ・配偶者控除	38万円	26万円	13万円		27万円 or40万円	
70歳~ 老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円		同居75万円	

源泉控除対象配偶者

その他の変更点

扶養控除等申告書<マル扶>	「控除対象扶養親族」⇒「源泉控除対象親族」 改正で新たに扶養⇒令和7年分の再提出 「異動月日及び事由」欄に「令和7年12月1日改正」
マル基・配・特・所	特定親族特別控除申告書 特定親族: 12月31日時点の年齢(19~22歳) 12月までの見積りの合計所得
住宅ローン控除の適用 (2年目~)	調書方式 「控除証明書」のみ ⇒「借入金の年末残高等証明書」添付不要
源泉徴収	「令和8年分 源泉徴収税額表」 ⇒限定加算額が織り込まれず、年末調整で還付